

国保のおはなし

町民生活課
国保年金係
☎(02)2114

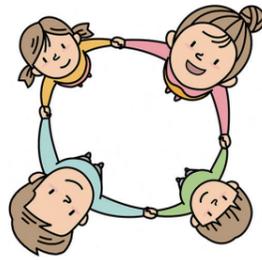
ある日突然私たちを襲う病気やけが。そんな時、皆さんを支えるのが「国民皆保険制度」です。今月号では、国民健康保険(以下、「国保」)の仕組みや今年度の税率などについて解説します。

国保とはこんな制度

日本では、いざというときに安心して病院にかかれるよう、全ての人がいずれかの健康保険に加入することになっています(国民皆保険制度)。

国保加入者の皆さんが病気やけがをしたとき、窓口負担が1割から3割で済むのは、その残額の負担を国保加入者が納付している国民健康保険税(以下、「国保税」)などで賄われているからです。

このように日本の健康保険制度は、健康保険に加入する皆さんで支えあっています。



国保税の納税義務者は世帯主です

国保は、扶養の概念がなく、世帯単位で加入します。世帯主が国保に加入していない場合でも、納税義務者は世帯主(※擬制世帯主)となります。国保に関連する通知なども世帯主宛てに送付されます。

※国保加入者が属する世帯で、世帯主が国保未加入の場合があります。このような世帯を「擬制世帯」といい、世帯主を「擬制世帯主」といいます。

健康保険に空白の期間はありません

国保の加入日は、届出日ではありません。他の健康保険を脱退した日、または猪苗代町に転入した日などです。手続きが遅れたときでも、その日までさかのぼって加入することとなり、

加入月からの国保税を納めなければなりません。異動の届け出はお早めに

健康保険に異動(加入・脱退など)があった場合は、異動があった日から14日以内に役場に届け出てください。届け出のあった翌月に改めて保険料額を計算し、新たな税額の通知(変更通知)を送付します。

また、就職などで他の健康保険に加入した場合なども、国保脱退の届け出が必要です。

所得の申告を忘れずに

国保税の決定や軽減、入院時の食事代、高額療養費の算出にあたっては、国保加入者(擬制世帯主を含む)全員の所得申告が必要です。高額療養費は世帯単位で計算されますので、国保加入者の中に未申告の人がいると上位所得者とみなされて計算されます。申告をしていない人がいる世帯は、必ず申告をしてください。なお、世帯の所得合計額が一定基準以下の場合には、国保税が軽減されます。

※医療機関や薬局の窓口で支払った額が、暦月(月の初めから終わりまで)で一定額(自

己負担限度額)を超えた場合に、その超えた金額が後日支給される制度です。

保険証の再交付には1週間かかります

保険証を紛失してしまったときは、町民生活課窓口で再交付手続きをすることができます。なお、保険証が再交付されるまでには、1週間ほどかかります。再交付申請の際に、引換書をお渡しし、1週間後に保険証と引換書とを交換します。申請から再交付までの間に医療機関にかかりたい場合は、申請者が国保の加入者である証明書をお渡しすることができますので、窓口へ申し出てください。

また、保険証の再交付申請には、印鑑が必要になりますので、必ずお持ちください。



保険証は身分証明書としても使えます。紛失しないように十分注意しましょう。

国民健康保険制度が平成30年4月から変わりました

国保はこれまで市町村単位で運営していましたが、国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、都道府県も国民健康保険の運営を担うことになりました。

国保加入者に影響はありません

国保の財政運営の主体は市町村から都道府県に変わりますが、医療機関の受診方法や一部負担金の割合などに変更はありません。

国保の加入や脱退の手続き、被保険者証の交付や国保税の納付先、高額療養費などの申請、各種届け出の窓口は、これまでどおり町民生活課窓口で行います。

平成30年度の国民健康保険税率が決まりました

国民健康保険が都道府県単位となり、今後は県内市町村の国保税が均一になるよう目指します。

本町でも算定方法を見直し、これまで所得割・資産割・均等割・平等割の合計(4方式)の額を国保税としていましたが、今年度から資産割を廃止して所得割・均等割・平等割の合計(3方式)の額が世帯での国保税になります。

制度改正により国保税の算定方法が変わりましたが、加入者のみなさまには今回の変更で急激な負担増とならないよう配慮した税率としました。

資産割廃止の主な理由

- 県では平成35年度までに算定方式を全ての市町村で3方式に統一する方針であること
- 所得が低い人にも資産割は課税されるため、負担となっていること
- 不動産からの所得割と資産割が重複して課税されることがある

平成30年度国民健康保険税率表 ※()内は平成29年度の税率

	課税方法	医療保険分	後期高齢者支援分	介護保険分
①所得割額	国保加入者の平成29年中の基準総所得金額に対し、右の割合を乗じた金額	6.2% (5.85%)	2.0% (2.19%)	1.4% (2.12%)
②資産割額	国保加入者の土地家屋に係る固定資産税額に対し、右の割合を乗じた金額	廃止 (14.00%)	廃止 (3.00%)	廃止 (3.00%)
③均等割額	国保加入者1人ごとに課税される金額	21,300円 (20,700円)	6,400円 (8,200円)	6,200円 (10,700円)
④平等割額	1世帯ごとに課税される金額	17,800円 (17,400円)	5,400円 (6,700円)	4,000円 (6,000円)
①③④の合計額が平成30年度の国保税額となります。ただし、右の金額が賦課限度額となり、それ以上に課税されることはありません。		58万円 (54万円)	19万円 (19万円)	16万円 (16万円)

※「基準総所得金額」とは、平成29年中の総所得金額の合計額から33万円(基礎控除)を控除した金額です。

※加入者の年齢によって課税される区分が変わります。

40歳未満	医療保険分+後期高齢者支援分
40歳以上65歳未満	医療保険分+後期高齢者支援分+介護保険分
65歳以上75歳未満	医療保険分+後期高齢者支援分+介護保険料(※)

※65歳以上の人の介護保険料は、原則として年金から天引き